広報 KOUHOU MIBU

# 壬生 MIBU

No.566
7月号
2006

## 黒川にウグイの稚魚を放流

# みんな大きく育ってね！

6月22日、黒川において「黒川にサケを呼び戻す会」と下都賀漁協壬生支部によるウグイの稚魚の放流が行われ、町内保育園の園児たちにより川に放されました。 （関連記事14頁）

### 主な内容


| | |
|---|---|
| ●健康だより | 2～3 |
| ●国保だより | 4～5 |
| ●マイ・チャレンジ推進事業 | 6～7 |
| ●老人医療からのお知らせ | 8～9 |
| ●地籍調査にご協力ください | 10～11 |
| ●介護保険料が変わりました | 12 |
| ●高齢者虐待をなくしましょう | 13 |


発行／壬生町役場 〒321-0292 栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号 編集／総務部企画財政課広報広聴係 ☎0282-81-1814 毎月23日発行
ホームページアドレス http://www.town.mibu.tochigi.jp FAX0282-82-8262
ホームページ携帯端末用アドレス・i-mode、ezweb用 http://www.town.mibu.tochigi.jp/i/
・vodafone用 http://www.town.mibu.tochigi.jp/v/

# 健康だより

65号

今年も6月4日から10日まで、歯の衛生週間として「ごちそうさま　おはしを　ブラシに　持ちかえる」を標語とし全国的に事業が展開されました。

町でも、3歳児健診時むし歯のないお子さんを対象によい歯のコンクールが行われたところです。

『健康みぶ21計画』でも、良い歯でよく噛み、自分の歯を80歳で20本の歯を残そうという目標をたて事業を展開していますが、そのひとつとして町内の歯科医療機関に歯周疾患検診を委託しています。

また、今年度から65歳以上を対象として介護予防健診が始まり、運動、栄養とともに口腔機能の向上にも力をいれております。

今回は、歯について考えてみましょう。

## 幼児期

丈夫な歯は、健康な生活の基本です。現在、1歳6か月児、3歳児健診の中で歯科健診を実施していますが、昨年度の1歳6か月児でむし歯のある(有病率)児は5人(1・7%)、1人あたりのむし歯の本数は、2・4本。3歳児の有病率は92人(31・4%)、1人あたりのむし歯の本数は3・8本でした。

また、医療機関で2歳児健診を実施していますがむし歯の有病率は7・7%で、1人あたりのむし歯の本数は3・1本でした。

## むし歯の原因

図の様に3つの条件が重なりその上時間が経過することが原因といわれます。

むし歯菌(ミュータンス菌)と砂糖が合わさるとよりリスクが高まります。

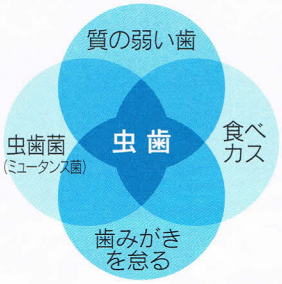


一歳を過ぎると糖分の多いお菓子や飲み物を食べる機会が増えます。また、糖分のある飲み物を飲ませながら寝かせると、一晩中、口の中に糖分が留まったままになってむし歯になる可能性が非常に高まります。

**幼児期にむし歯になると、上手に噛めない、固いものを食べない**など食事の支障、発音への影響、また、歯の炎症が進めば全身に菌が回り心臓病を起こす、永久歯の形成に問題が出たり生え変わりや歯並びに影響を与えることもあります。

歯のもっとも大きな役割は食べ物を噛むことです。

健診ではむし歯のほかに、おしゃぶりや指しゃぶりのため開咬(奥歯を噛み合わせても、前歯の上と下の間に隙間ができる)している、あごが発達しないため反対咬合など噛み合わせの異常もあり、離乳食も含め育児環境の影響が多く見られます。

## 噛んで磨いて健康な歯

### 磨く

**ローリング法**

歯ブラシを歯ぐきに当て、歯ぐきから歯のほうへ回転させる。

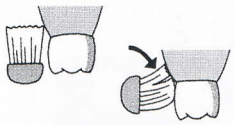

**スクラッビング法**

歯ブラシを歯の表面に直角に当て、小きざみに前後に動かす。

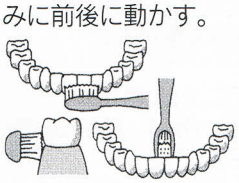

### 噛む　成長にあわせて顎を鍛えよう

**乳児期**

- 母乳を吸わせ口を鍛える。
- 離乳食の月齢にあわせた噛む訓練を。

**幼児期**

- かみごたえのある食品で顎を鍛える。

### 噛む　知っておきたいかむ効果

1 唾液を分泌させ口腔の健康を守る。
2 顎が発達し顔の形が整い歯並びをよくする。
3 顎の発達がよい歯をつくる。
4 脳の働きをよくする。
5 食物の消化をよくする。
6 食べ物の味を楽しめるようになる。
7 食べ過ぎを抑え、肥満防止につながる。

歯は50歳以降急速に失われ、80歳以上の方の1人平均現在歯数は6・1本といわれています。

歯を失う原因の約9割がむし歯と歯槽膿漏などの歯周病で占められており、特に50代、60代では歯を失う原因の半数は歯周病となっています。

歯周病になると歯を失うだけでなく、歯周病菌の影響で動脈硬化が促進され、血栓をつくり心筋梗塞などの心臓病や呼吸器系の病気を招きます。

## 歯周疾患検診結果

平成17年度に、40・50・60歳の節目の方を対象に町内の指定歯科医療機関で検診を実施しました。

受診された方は181人で9・4%の受診率でした。受診された方の7割は歯や口の状態に不自由、苦痛を感じており、検診の結果、健全であった方は10%の18人。その他の方は、歯周やむし歯の治療、歯石除去などの処置をしました。

歯科医院は「痛くなってから治療してもらう場所」ではありません。近頃は、「より早い段階で行くところ」とかわりつつあります。むし歯や歯周病などの早期発見・治療のためにも定期的に受診しましょう。

## 歯周病とはどんなもの？

歯と歯茎のさかい目に歯垢がたまることから起こり、この歯垢のなかの菌が毒素を作り歯茎に炎症を起こすのです。

この炎症は歯茎だけに留まらず歯のクッションの役目をしている歯根膜を溶かし、しだいに歯と歯茎の間に歯周ポケットというすき間を作ってしまいます。歯周ポケットから炎症が広がり、やがて歯を支える組織を破壊。痛みがないため放って置くとやがて一気に歯が抜けてしまう恐ろしい病気です。

知らないうちに進行している「歯周病」。

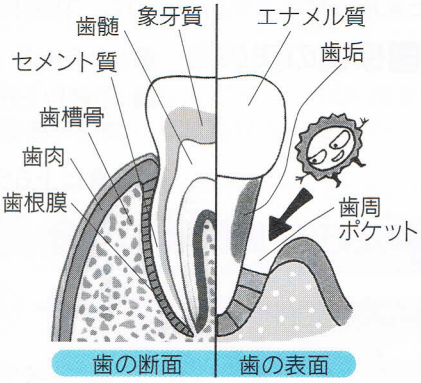


### 歯周病のセルフチェックをしましょう

- 歯茎がピンク色ではなく、赤色をしている
- 歯茎がはれている
- 歯茎から血が出ることがある
- 唾液がネバネバしている
- 歯が浮く感じがしたり、ムズムズしたりする
- 歯が長くなったと感じる
- 口臭がある
- かたいものが噛みにくい
- 歯茎を押すと膿が出ることがある
- 歯がぐらつく

チェック票の中であてはまる項目が1つでもある場合は、歯医者さんに早めに相談しましょう。

## 予防するには

**❶口の中をきれいにする**

歯ブラシで毎食後歯や歯茎を磨きます。歯の間の歯垢はデンタルブラシを使ってとります。お子さんは膝の上で磨き直しをしましょう。

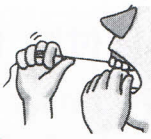

**❷歯のエナメル質を形成するため小魚や牛乳などカルシウムを食べると共に、柔らかいものばかりでなく噛みごたえのある食品を加えましょう。**

**❸入れ歯をきれいにしよう**

入れ歯の内側の粘膜に接している部分やバネの内側部分は汚れがつきやすいので、ブラシで汚れを落として清潔に。また、洗浄剤を使って落ちにくい汚れを取っておきましょう。

**❹顔の筋肉を動かし「嚥下体操」をしましょう。**

**❺年に1回は歯科検診を受けましょう。**

### 嚥下体操

1 口を閉じ、頬をふくらませたりすぼめたりします(2~3回)。

2 舌を出したり引っ込めたりし、左右の口角を触ります(2~3回)。

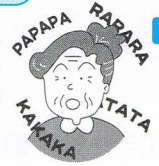


3 パパパ・タタタ・カカカ・ララララを発音します。

高齢になると、食べ物を噛む力や飲み込む力が低下しさらに口の周りの筋肉の衰えなどにより唾液が出にくくなるため、低栄養になったり、口の中に食べ物のカスがたまりやすくなります。

そのため誤嚥しやすくなり「誤嚥性肺炎」という感染症をおこしやすく死亡の原因にもなります。

# 国保だより

## 「国民健康保険高齢受給者証」が変わります

～昭和7年10月1日から昭和11年7月1日生まれの方～

国民健康保険高齢受給者証は、毎年8月1日に更新されます。本年は、7月25日頃、発送の予定となっております。7月31日になっても届かない場合は、保健課国民健康保険係にお問い合わせください。

現在お持ちの高齢受給者証は、7月31日で期限切れとなりますので、ご注意ください。

なお、8月1日以降になりましたら、役場保健課か住民課又は稲葉・南犬飼出張所へ返還してください。

◎問合せ先　●町民生部保健課国民健康保険係　☎81-1836

## 国保税は必ず納期内に納めましょう

国民健康保険は、助け合いによってみなさんの健康を守っていく大切な制度です。

医療費の心配なく安心して医療が受けられる体制づくりが必要です。

みなさんが病気やけがをしたときの医療費をはじめ、お子さんが生まれたり、ご家族の誰かが亡くなったときなどの給付費用は、窓口でお支払いいただく自己負担、国などの補助金、そして保険税でまかなわれ、特に保険税はその主要な財源です。あなたと家族の健康な生活のために、保険税の期限内納付にご協力ください。

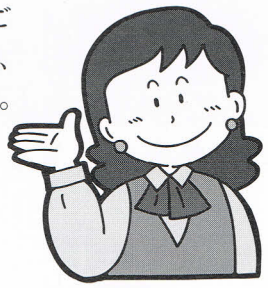

### ◆国保税の決め方

- 40歳未満 ―― 医療分のみ
- 40歳以上65歳未満（第2号被保険者） ―― 医療分＋介護分

**40歳以上65歳未満の方は、国民健康保険税に介護分が含まれます**

### ◆算定方法（医療分・介護分）

| 所得割額 | ＋ | 資産割額 | ＋ | 均等割額 | ＋ | 平等割額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 被保険者の所得に応じて計算 | | 被保険者の固定資産に応じて計算 | | 被保険者一人いくらと計算 | | 一世帯いくらと計算 |

### ◆国保税はいつから納めるの

国保税を納めるのは、国保の被保険者としての資格を得たときからで、届出をしたときからではありません。加入の届出が遅れたときは、資格が発生した月までさかのぼって国保税を納めることになります。

国民健康保険加入・資格喪失の届出は、忘れずに14日以内にしてください。

平成18年度の納付は、平成18年7月から翌年2月までの8期です。

### 国保税の納付は、便利な口座振替で！

**手続きは簡単です**
- 一度手続きをすれば翌年度以降は自動的に継続されます

**手続きに必要なもの**
- 預金通帳
- 通帳の届出印

**次の金融機関へ**
- 足利銀行本支店
- 栃木銀行本支店
- 栃木信用金庫本支店
- 下野農業協同組合本支店
- 郵便局

◎問合せ先　●町総務部税務課諸税係　☎81-1819

# 保険税を滞納すると…

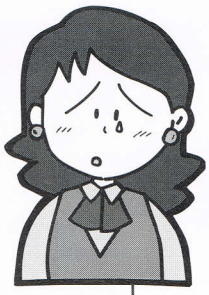

※災害などの特別な理由もなく、長い間保険税を納めないでいると、やむを得ず次のような措置をとることがあります。

災害などの特別な理由とは、次のような場合をいいます。

**●政令で定めた特別の事情があると認められた場合。**

- 世帯主がその財産につき災害を受け、又は、盗難にかかったこと。
- 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- 上記に類する事由があったこと。

**●その他、次の方は、措置の対象から除かれます。**

- 老人保健制度で、医療を受けている方
- 厚生労働省で定める公費負担医療を受けている方

## ① 納期限をすぎると

督促が行われます。延滞金を徴収される場合がありますので、速やかに納めましょう。

## ② それでも納めないでいると

通常の保険証の代わりに、『短期被保険者証』が交付される場合があります。短期被保険者証は、保険証の有効期間が短く、期限切れごとに保険証の交付を受けることになります。

## ③ 納期限から１年を過ぎると

『被保険者資格証明書』が交付されます。被保険者資格証明書は、保険証を返していただき、代わりに国民健康保険の被保険者の資格を証明するものです。

お医者さんにかかるときは、医療費をいったん全額自己負担することになります。

全額自己負担で診療を受けた場合、本来、保険者である町が負担する分(一般では7割)を特別療養費として、町に申請・請求することになります。

申請・請求は、診療を受けた月の翌々月以降に、領収書・印鑑等を持参のうえ、町保健課国民健康保険係で行います。

特別療養費の請求権は、医療費を支払った日の翌日から起算して２年で時効により消滅します。

## ④ 納期限から１年６か月を過ぎると

国保の給付が、全部または一部差し止めになります。

## ⑤ それでも納めないでいると

差し止められた保健給付額から滞納分が差し引かれます。

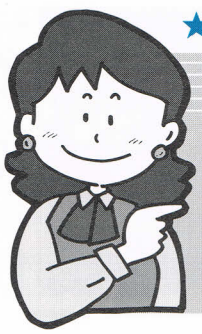

**★以上の措置がとられても、その間の保険税の納付義務がなくなるわけではありません。**

## どうしても納付が難しいときは、早めにご相談ください

納付が困難な場合は、未納のままにせず、
納付方法等について、早めに担当窓口にご相談ください。

◎納付相談窓口　●町総務部税務課収税係　☎81-1816

# マイ・チャレンジ あれこれ

## 「マイ・チャレンジ」って何なの？

中学2年生が、5日間、地域の人たちの指導や支援を受けながら取り組む、社会体験活動です。現在、県内で展開されている心の教育総合推進「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動の「地域実践版」とも言えるでしょう。

また、今年度から文部科学省が推進する「キャリア教育」の一環ともなります。

## どうして「マイ・チャレンジ」をやるの？

**①生徒にとって**

- 地域の人々とふれあうことで、あいさつや社会のマナーの必要性を学び、「共に生きる心」や「感謝の心」が実感をもって育まれる。
- 地域や地域の人々を身近に感じ、地域の一員としての自覚がもてる。
- 体験を通して、今までの自分を見直し、これからの「生き方」を考えるきっかけとなる。

**②家庭にとって**

- 体験活動の話題をきっかけに、家族で「社会のこと」や「子どもの将来」について話し合われるようになる。
- 家族の中で、子どもの「よさ」や「課題」が見えてくる。

**③学校や地域にとって**

- 体験活動後も、5日間で出来上がった地域の人々と生徒の関係を大切にすることで、地域と学校の連携が深まる。
- 地域の人々と生徒が、あいさつし合ったり声を掛け合ったりするようになることで、地域の教育力が高まる。

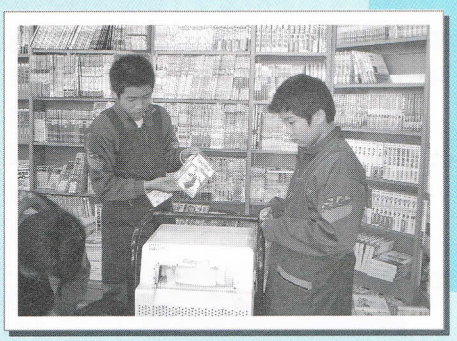

## 「マイ・チャレンジ」は中学生だけで活動するの？

活動期間中、生徒は自宅から体験先まで直接通います。活動中は体験先（商店、工場、施設など）の方々や、地域（保護者、高齢者など）の方々が「指導ボランティア」として生徒の活動の指導や支援に当たってくださいます。

また、学校の先生も毎日担当活動場所への巡回指導を行います。

## 「マイ・チャレンジ」の活動中に、けがをしたりものをこわしたりしたらどうするの？

学校では、活動前に生徒にけがや事故のないよう十分指導しますが、万一事故が起きた場合を考え、参加する中学生、指導ボランティアのけがや商品・施設などの破損に備える保険に加入します。

マイ・チャレンジ

**Challenge** 【チャレンジ】…… 14歳、自分への挑戦
**Communication** 【コミュニケーション】…… 生徒と地域とのかかわり
**Community** 【コミュニティ】…… これからの地域社会

マイ・チャレンジ推進事業
※マイ・チャレンジ(My Challenge)の頭文字Mを3つのCで表現

## 14歳・地域に学ぶいきいきふれあい体験 5日間

# 平成18年度 壬生町マイ・チャレンジ推進事業

壬生町の中学2年生362名(壬生中191名、南犬飼中171名)が5日間、
学校を離れ(**壬生中●11月13日～11月17日／南犬飼中●11月6日～11月10日**)、
**★自分の興味・関心のあること**
**★将来やってみたいこと**
などに基づき、地域に出かけていき、教室では学べない社会体験活動を行います。

## マイ・チャレンジ体験活動を支えるため 地域のみなさんのご理解ご協力をお願いします!

この事業は授業の一環として行うため、学校が中心となって計画・実施されますが
**★「学校・家庭・地域が力を合わせて地域の子どもを育てる」ことが趣旨であること**
**★体験活動が地域社会で行われること**
から、地域のみなさんのご理解・ご協力が何よりも大切になります。

### 壬生町マイ・チャレンジ推進協議会

が地域への広報や協力依頼、体験場所や指導ボランティアの確保に努力しています。

**マイ・チャレンジ推進協議会の構成**
(学校関係以外)

★壬生町女性団体連絡協議会
★壬生町老人クラブ連合会
★壬生町PTA連合会
★壬生町社会福祉協議会事務局
★壬生町自治会連合会
★壬生町民生委員協議会
★壬生町社会教育委員
★おもちゃ団地協同組合事務局
★壬生町商工会事務局
★壬生町各商店会
(おもちゃのまち／おもちゃのまち東口／栄町蘭学通り／仲通町)
★下野農業協同組合壬生地区営農経済センター
★壬生町認定農業者協議会
★壬生町役場関係各課

### 地域のみなさんへの3つのお願い

❶ 壬生中・南犬飼中の生徒をそれぞれの活動期間中に、原則5日間受け入れていただける企業・商店・事業所・サークル・施設などがありましたら、下記の連絡先までご連絡ください。

❷ 活動期間に指導ボランティアとして、指導していただける方がいらっしゃいましたら、下記の連絡先までご連絡ください。

❸ 活動期間中、中学2年生が体験活動に取り組んでいる姿を見かけられたときには、あいさつや励まし、アドバイスなどの言葉をかけてあげてください。

**ご連絡・お問い合わせ先**
壬 生 中(岩崎昌弘) TEL 82-6690 FAX 82-2049
南犬飼中(高橋祐一) TEL 86-0134 FAX 85-1205

# 老人医療から重要なお知らせです

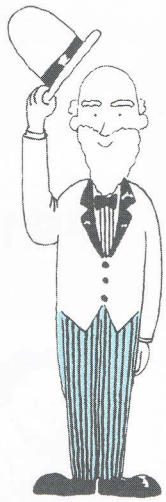

## 8月1日、老人保健の一部負担割合が再判定されます

老人保健でお医者さんにかかった時に自分で支払う費用（一部負担金）は、所得に応じて1割の方と2割の方がいます。この負担割合は、前年の所得状況から別表①の基準により、毎年8月1日付けで判定しなおしています。このため、2割から1割に、あるいは1割から2割に負担割合が変更になる方がいます。

負担割合に変更がある方には、町から7月中に通知をお送りしますので、役場にて以前の受給者証を返却し、新しい受給者証をお受け取り下さい。

負担割合に変更の無い方には特に通知はしておりません。通知の無かった方は、これまでの受給者証を引き続きお使いください。

## 2割負担の方は10月から3割負担になります

医療制度の改正により、2割負担の方は10月1日から、3割負担となります。

また、高額医療費の計算に関係する、医療費の自己負担限度額も改正されます。詳しくは別表②をご覧下さい。

## 2割負担の方でも、申請で1割負担になる方もいます

2割（3割）負担の方でも、世帯内にいる70歳以上の方の総収入額（所得額ではありませんのでご注意下さい）が、一定以下の方（別表①参照）の方につきましては、別途申請頂くことにより1割負担になることができます。これを基準収入額適用申請といい、該当すると思われる方には、町から通知をお送りしております。

また、今回制度変更の経過措置により、負担割合はかわらないものの、医療費の限度額のみ一般と同等に引き下げとなる場合もあります。（別表③参照）

## 一部負担割合が変わると…

病院にかかった際に窓口で支払う医療費の他、コルセット等の治療用の装具、医療上必要と認められたはり、灸、マッサージにかかったとき等の一部負担額が変わります。

また、別表②のとおり、一か月当たりの自己負担限度額も変わります。

窓口で支払った医療費の月合計額がこの額を超えた場合、超えた分の金額が高額医療費として支給されることになります。

※注・ただし保険が効かないものは対象となりませんのでご了承下さい。

## 所得によって自己負担額が変わります

別表①

○ 負担割合区分等の判定基準 ○

| | |
|---|---|
| 上位所得者 | ７０歳以上の方及び老人保健で医療を受ける方のうち、１人でも一定の所得（住民税の課税所得が**１４５万円**）以上の方が同一世帯にいる方にあたります。<br>ただし、７０歳以上の方及び老人保健で医療を受ける方の収入の合計が、２人以上の場合は**５２０万円**未満、１人の場合は**３８３万円**未満である場合は、**その旨申請した場合に限り**「一般」の区分と同様になり、１割負担となります。 |
| 低所得Ⅱ | 世帯の全員が住民税非課税の方（低所得Ⅰ以外の方）にあたります。 |
| 低所得Ⅰ | 世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を**８０万円**として計算）を差し引いたときに０円となる方にあたります。<br>年収例：単身世帯で年金収入のみの場合<br>**８０万円**以下 |

※太字部分の金額は平成１８年８月１日改正となった額です。

※低所得Ⅰ・Ⅱの方は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要となります。

## 減額認定証（低所得Ⅰ・Ⅱ）についても再判定されます

**1** 割負担の方の中で、所得や収入が一定以下の方につきましては、申請を頂ければ、低所得Ⅰ・低所得Ⅱとして別表②のとおり一か月当りの自己負担限度額が一般の方よりさらに安くなります。また、入院した時にかかる食事代についても減額になります。

該当すると思われる方につきましては、町から全員に通知をお送りいたしますので、ご申請くださいますようお願いします。

こちらの減額認定証については、有効期限が毎年7月31日までとなっておりますので、現在お持ちの方が再度該当となる場合にも申請して頂くことになりますのでご注意ください。

**別表②**

○1か月の一部負担金限度額及び1食当りの入院時の食事代○

**平成18年10月1日から太字のように改正されます**

| | | 個人ごとの外来限度額 | 一部負担限度額（外来＋入院）（世帯で合算） | 入院時の食事代（1食当り） |
|---|---|---|---|---|
| 上位所得者（2割）↓（3割） | | 40,200円 ↓ **44,400円** | 72,300円+1% ↓ **80,100円+1%** | 260円 |
| 一　般（1割） | | 12,000円 | 40,200円 ↓ **44,400円** | |
| 低所得者（1割） | Ⅱ | 8,000円 | 24,600円 | 210円（長期160円） |
| | Ⅰ | | 15,000円 | 100円 |

**別表③**

上位所得者にあたる方について、以下のAまたはBに当てはまる場合は、自己負担限度額のみ「一般」と同じ額となります。（負担割合は変わりません）

| | | | |
|---|---|---|---|
| A | 課税所得 | 145万円以上213万円未満 | |
| B | 収入の合計金額 | 1人世帯 | 383万円以上 484万円未満 |
| | | 2人以上世帯 | 520万円以上 621万円未満 |

※Bの場合は申請が必要になります。

## 該当すると思うのに通知がこないのですが……？

**負** 担割合が変更になる方及び低所得Ⅰ・Ⅱに該当する方につきましては、全員に対して町から通知をお送りしますが、自分は該当するはずだと思うのに8月に入っても通知が来ない、という方は、お手数ですが役場福祉課にお問い合わせください。

また、通知後であっても、所得額の変更及び訂正や、世帯内で所得のある方が異動することによって負担割合等が変更になる場合があります。お心当たりの方はお申し出頂けますようご協力をお願い致します。

## こんな場合にもお知らせ下さい

**次** のようなことがあった場合にも、必ず老人保健担当にお知らせください。

- 健康保険証が変更になった
- 転居した、転出した
- 世帯構成に変更があった
- 交通事故で病院にかかった

**老人保健についての詳しいお問い合わせは…**
**福祉課　医療保険係**
**TEL81－1832**

# 地籍調査にご協力をお願いします

壬生町では、土地に関する実態を正確に把握し、地籍の明確化を図るため、国土調査法に基づく地籍調査を実施しています。地籍調査について、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 平成18年度は、下図の地区（藤井Ⅲ地区）を調査いたします。

**平成18年度は、次のような作業を実施いたします。**

①道路などと個人の土地との境界確認
②個人と個人との土地の境界確認
③測量のための基準点の設置及び測量

調査地区（隣接する土地も含みます。）の土地所有者には、改めて説明会のご案内をさせていただきますので、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

平成18年度調査地区・区域図（藤井Ⅲ地区）

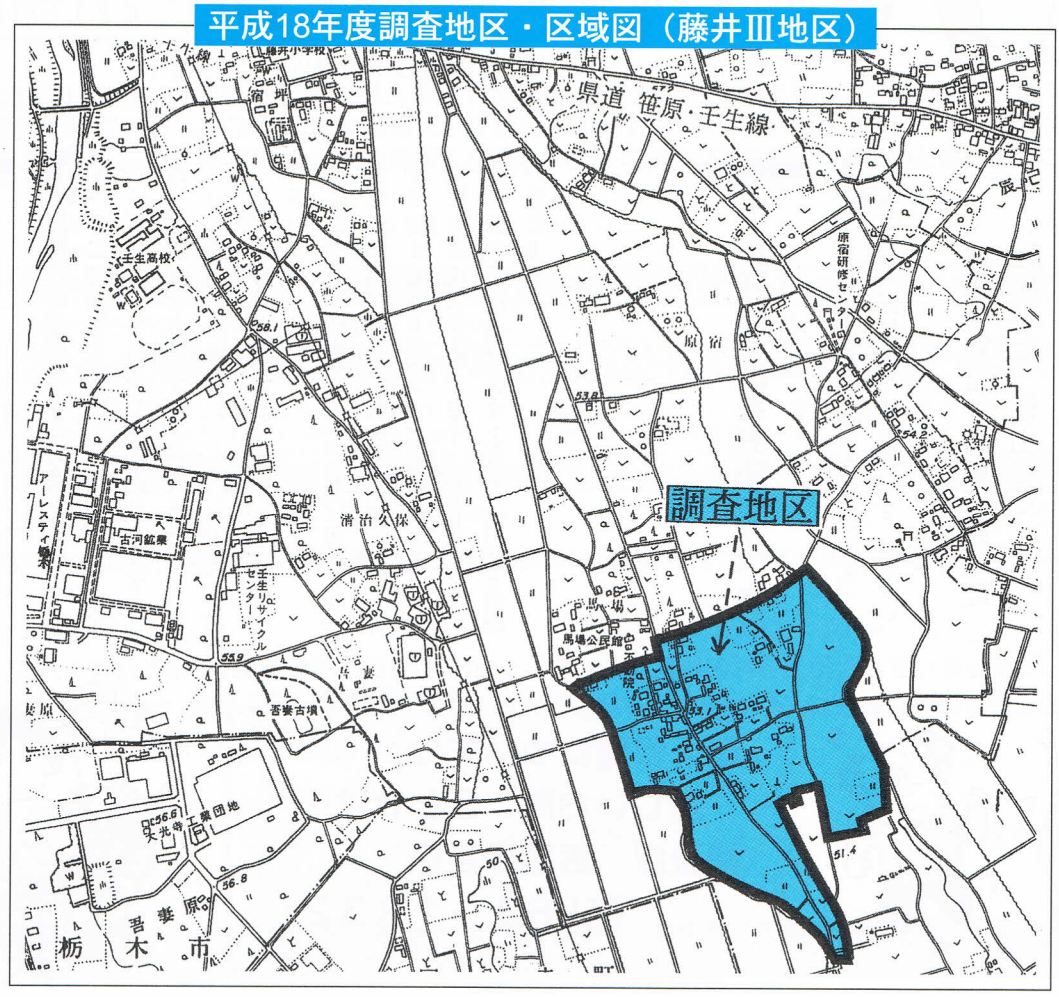

## 地籍調査の進め方

### ① 準　備

事業計画の策定、関係機関との連絡調整、住民への説明会等を行い、地籍調査を始める体制を作ります。

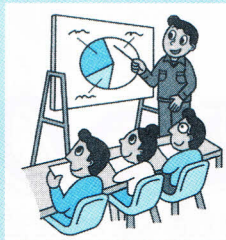

### ② 一筆地調査

一筆ごとの土地について、公図等の資料により調査した後、土地所有者等の立会のもとに、所有者、地番、地目※1、境界の確認を行います。

※1…地目　土地の主たる用途のこと。田、畑、宅地、山林、原野、公衆用道路などに区分される。

### ③ 地籍測量

図根点※2を設置し、段階を踏んで測量を行い、各筆ごとの面積を測定します。これによって、各筆の位置が地球上の座標値で正確に表示されることになります。

※2…図根点　座標値を求めるための基準とする点

### ④ 成果の閲覧・確認

一筆地調査、地籍測量により作成した地籍簿と地籍図の案を土地の所有者等に閲覧し、誤り等を訂正できる機会を設けます。その上で、都道府県知事の認証及び国の承認を受けます。

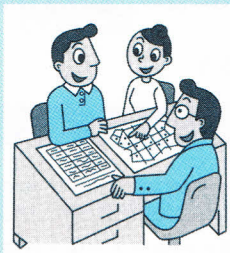

### ◎成果の利活用

地籍調査の成果を、土地の売買、土地トラブルの防止、災害時の復旧、各種行政運営等に利活用します。最近はコンピュータによる管理が進んでいます。

### ◎登記所への送付

地籍簿と地籍図の写しを登記所に送付します。これにより、登記所において土地登記簿が書き改められるとともに、地籍図が備え付けられます。

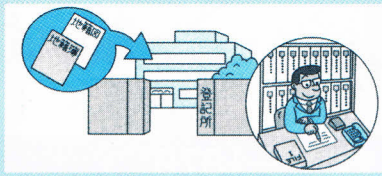


## 地籍調査とは

人に戸籍があるように、土地にも戸籍、つまり、地番、地目、面積、所有者があり、これが「地籍」です。

「地籍調査」とは、土地の地籍を明確にする調査のことです。具体的には、一筆ごとの土地について、現地で土地の境界を確認し、正確な測量を行い、地図（地籍図）と記録（地籍簿）を作成するものです。

## 費用について

事業に要する経費は、国、県、町で分担します。土地の所有者の皆さんには境界の確認をお願いします。

## どうして地籍調査が必要なの？

土地に関する記録としては、登記所に備え付けられている「公図」や「登記簿」があります。

しかし、その多くは、明治時代のはじめの地租改正時に作成された地図がもとになっています。当時の測量技術やその後の土地の異動などにより現況と合わないために、土地取引や公共事業に支障をきたすだけでなく、境界紛争の起こる原因にもなっています。

そこで、土地の有効活用や保全のためには、土地に関する実態を正確に把握する「地籍調査」を実施する必要があります。

## 地籍調査は何の役に立つのでしょうか？

- 皆さんの財産（土地）が正確に記録され保存されます。
- 一筆ごとの土地が経緯度と結びつけられているため、災害等で現地が変化しても土地の境界を再現できます。
- 正確な地籍図が作成されるため、土地に関するトラブルを未然に防げます。
- 公共事業に要する時間と労力を節約できます。
- 正確な課税がなされます。
- 土地に関する情報のデータベースを作り、コンピュータ処理ができ、各分野で多大な利活用ができます。

問い合せ先
壬生町経済部農務課地籍調査係
TEL. 0282−81−1842

# 介護保険料が変わりました

来月の８月15日に税務課から平成18年度介護保険料特別徴収開始通知書を送付いたします。通知書には平成18年度介護保険料額と10月から来年８月まで年金から徴収する介護保険料額が記載されています。

## 平成18年度介護保険料の主な改正内容

### 1

介護保険料の段階と年額の保険料が下表のように変更になりました。

| 介護保険料の段階 | 対　象　者 | 介護保険料（年額） |
|---|---|---|
| 第１段階<br>基準額×0.5 | 生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方 | 18,600円 |
| 第２段階<br>基準額×0.5 | 町民税世帯非課税で前年の課税年金収入と合計所得の金額が80万円以下の方 | 18,600円 |
| 第３段階<br>基準額×0.75 | 町民税世帯非課税で第１段階、第２段階に該当しない方 | 27,900円 |
| 第４段階<br>基準額×1.0 | 世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税の方 | 37,200円<br>（基準額） |
| 第５段階<br>基準額×1.25 | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方 | 46,500円 |
| 第６段階<br>基準額×1.5 | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方 | 55,800円 |

### 2

**平成17年度の地方税法改正により、平成17年1月1日において65歳に達していた方のうち前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する個人の住民税非課税措置が廃止されたこと等に伴い保険料の負担が急激に増す方は、介護保険料の上げ幅を緩和するため平成18年度の介護保険料は下記のとおり減額になります。**

Ⅰ　地方税法改正により町民税が課税になり第５段階に該当する方
（本人の町民税均等割が1,000円の方）で

| | |
|---|---|
| ①地方税法の改正がなければ第１・第２段階に該当する方 | 27,900円 |
| ②地方税法の改正がなければ第３段階に該当する方 | 34,100円 |
| ③地方税法の改正がなければ第４段階に該当する方 | 40,300円 |

Ⅱ　地方税法改正により世帯に町民税が課税になった人と同世帯の65歳以上で第５段階に該当する方
（同世帯に町民税の均等割が1,000円の方しかいない世帯で本人は町民税非課税の方）で

| | |
|---|---|
| ④地方税法の改正がなければ第１・第２段階に該当する方 | 24,800円 |
| ⑤地方税法の改正がなければ第３段階に該当する方 | 31,000円 |

**該当する方は、特別徴収開始通知書に（激減緩和）と記載されていますのでご確認ください。**

### 3

**これまでは老齢・退職年金が年額18万円以上の方から介護保険料を天引きしていましたが、平成18年10月からは遺族・障害者年金を受給されている方も年額18万円以上の方は介護保険料を年金から徴収できるように制度が見直しされました。**

今回の改正により、65歳以上の皆様には更なるご負担をお願いすることになりますが、介護保険制度の維持・運営のため皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◎問合せ先　町総務部税務課諸税係　☎81－1879

# 高齢者虐待をなくしましょう

…… 今、高齢者虐待が社会問題となっています！ ……

## 高齢者虐待とは

### ①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じたり、または生じるおそれのある暴行を加えること。

○平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる。
○ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体の拘束や行動の抑制をする。 等

### ②擁護を著しく怠ること

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置など、擁護を著しく怠ること。

○異臭がする、髪が伸び放題であったり、皮膚が汚れている。
○水分や食事を十分に与えられてこないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。
○室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる。
○高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限したり使わせない。 等

### ③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

○高齢者に恥をかかせる。
○怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
○話しかけているのを意図的に無視する。
○侮辱を込めて、子どものように扱う。 等

### ④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をしたり、させること。

○下半身を裸にして放置する。 等

### ⑤経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

○日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
○本人の自宅等を本人に無断で売却する。
○年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。 等

### 介護が負担となっていませんか？

・ひとりで悩まず、まず相談
・介護サービスの上手な利用

### 認知症を理解していますか？

・おや？と思ったら、専門医に相談
・誰でも起こりえる普通の病気

### ご近所同士お話ししていますか？

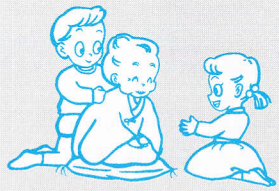

・お年寄りへのお声掛け
・地域ぐるみで支え合い

### 虐待の疑いのあるサインの一例 チェック!!

**■高齢者側からのサイン**

○説明のつかない転倒や小さな傷が頻繁に見られる
○たやすくおびえ、恐ろしがる
○不自然な体重の増減がある
○歩行・座位が困難
○年金や財産などがあり財政的に困っていないのに、お金がないと訴える
○寝具や衣服が汚れたままであることが多い
○物事や周囲のことに対して、極度に無関心である

**■虐待者側からのサイン**

○高齢者に対して過度に乱暴な口のききかたをする
○福祉や保健の専門家に会うことを嫌がる

平成18年４月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

この法律では、第７条に虐待を受けたと思われる高齢者を発見した方は、速やかに市町村等に**通報するよう努めるとともに**、その高齢者の**生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、市町村等に通報しなければならない**ことなどが規定されました。

### 虐待に関する相談、通報又は届出は、

壬生南地区地域包括支援センター　☎82－2119
壬生北地区地域包括支援センター　☎86－3579
町民生部高齢対策課　☎81－1830　まで

# まちのわだい

## 黒川にウグイの稚魚を放流

6月22日、東雲公園沿いの黒川河川敷において、町内保育園の園児たちにより、ウグイの稚魚の放流が行われました。

これは、「黒川にサケをよびもどす会」が、サケを呼び戻す前段として、黒川を魚がすめるきれいな川にしようと「下都賀漁協壬生支部」からウグイの稚魚の提供を受けて行ったもので、約3000匹の稚魚が、ありんこ保育園、壬生寺保育園、メリーランド保育園、森の子保育園の園児により放流されました。

また、この日は園児による放流に先立ち、下都賀漁協壬生支部により、ウグイの稚魚約7000匹の放流がありました。下都賀漁協壬生支部の早乙女支部長から、「最近黒川で釣りをする人が減ってしまった。釣りが楽しめるような川を取り戻したい。」とのお話をいただきました。

## 六美北部自治会で町の施設めぐりを実施

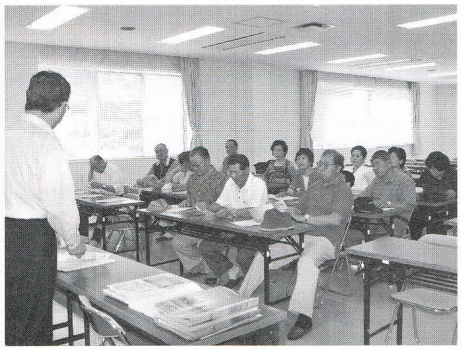

清掃センターで説明を受ける参加者のみなさん

6月23日、六美北部自治会（花田薫自治会長）で町の施設巡りを実施しました。

六美北部自治会では、毎年班長さん等役員が変わることから、毎年施設めぐりを実施しているもので、今年で5年連続になります。今回は、睦っ子の森に役員17人が集合し、町のバスに乗り、羽生田の清掃センターと下野市の石橋地区消防組合本部を見学しました。

清掃センターでは、松本所長から一般ゴミと事業系のゴミの搬入される量の推移の説明があり、4～6月は24時間連続運転するほど焼却が追いつかない状況であることの説明がありました。ステーションのゴミの出し方の注意点の説明に対し、活発な質問が相次ぎました。

石橋地区消防組合本部では、救命出動の4割を壬生町で占めていることなどの説明があった後、レスキュー車や各消防自動車の装備説明、参加者全員による消化器による火災消火訓練、水圧を変えた放水実演があり、有意義な一日でした。

※自治会等の団体で希望者が10名以上集まれば、町の施設巡りにお申し込みいただけます。詳しくは、町企画財政課広報広聴係（☎82－1814）までお問い合わせください。

## 壬生東小に「人権の花」を贈呈

6月9日、壬生東小学校において、子どもたちの人権教育の一環として、例年行われている宇都宮地方法務局、栃木人権擁護委員協議会による「人権の花」運動として、花の贈呈式が行われました。

この運動は、子どもたちが協力し合って花を育てることで、お互いのコミュニケーションを図り、情操をより豊かにし、人権思想を理解してもらおうと実施しているもので、人権擁護委員の方々から環境委員の児童に人権の花が手渡されました。

## 稲葉小学校・いなば保育園
## 合同でさつまいもの苗植え

指導を受けながら１本１本ていねいに植えました

６月５日、稲葉小学校といなば保育園合同のなかよし農園において、さつまいもの苗植えを行いました。

参加したのは稲葉小学校の３年生24人といなば保育園の年長児８人で、いなば花と緑の郷づくり協議会（伊藤充哉会長）の指導を受けながら、畑にさつまいもの苗を植えていきました。この畑は、国道352号に面している上稲葉の三上貞治さん所有の畑（約５ａ）で、小学校と保育園の間に位置しています。さつまいもの生育状況が身近に観察することができます。

なかよし農園のさつまいも栽培は、稲葉地区（下稲葉・上稲葉・七ツ石）の地域交流事業として継続してきており、今年で５年目になります。地元町会議員、農業委員、マミーポット、小学校ＰＴＡ役員さんたちが、園児・生徒と作業をしながら、ともに秋の収穫を楽しみにしています。

## 川魚は高級食材！
## 元気の出る美味しい自然講座

６月20日、生涯学習館で、「元気の出る美味しい自然講座　第３回」が開催されました。

この講座は、現代人が自然との接し方を忘れかけている今日、自然に関する知識や楽しみ方を学び、自然からのメッセージを五感で受けとめることができるようになればというのが目的です。今回のテーマは‘川魚は高級食材’でした。

この講座の講師はとちぎ自然塾塾長でフィッシングキャスターの関谷忠一プロ、受講生は30代から60代までの男女28人です。関谷講師から、当日小来川で獲ってきたアユにどうやって竹串を刺していくのか、またアユの炊き込みご飯の作り方を聞いた後、受講生たちは慣れない手つきでアユに串を刺していきました。

関谷さんや二瓶学習館長、その他受講生から提供を受け、たくさんの食材が揃い、一時間半後には、炭火で焼いたアユやイワナの塩焼き、ナマズやカジカの天ぷら等をホウの葉を皿替わりにして盛りつけ、アユの炊き込みご飯と一緒に試食しました。川魚は内臓がいかに美味しく食べられるかの話を聞きながら、滅多に食べられない川魚づくしの料理に舌鼓を打っていました。

## 粉からこだわるおいしいそば作り　藤井蕎麦の会

藤井蕎麦の会（小谷野幸作会長）は、本当に美味しい蕎麦を食べたい、自分で打った蕎麦を食べたい、蕎麦本来の美味しさを家族・友人に知ってもらいたい、というような声の高まりの中で、17年春に藤井地区６自治会長の協力により会員を募り、発足しました。

現在、会員は18名で、月一回生涯学習館で蕎麦打ちの講習会を実施しています。農家の会員はコメの減反に係る転作作物として蕎麦を作付けし、収穫した蕎麦の粉を使い、農家以外の会員はその手伝いに行って、粉を分けてもらいます。

会員のみなさんは、自分で畑に蕎麦を蒔いて、育て収穫し、引いた粉で打った蕎麦の味を楽しんでいます。

# まちのわだい

## 蘭学通りまつりに向け大凧を作成

6月9日から11日にかけて、おもちゃ博物館において、蘭学通りまつりで使われる大凧作りが行われました。

蘭学通りまつりに大凧を作成するのは、今年が初めての試みとなります。

大凧の作成をしていたのは、深瀬幸男（ゆきお）さん（幸町2丁目）で、下野凧の会に所属しています。

大凧は縦210cm、横158cmで、全部で3枚作成する予定で、深瀬さんにとっても大凧の作りは初めてとの話でした。このときは3日間をかけ、1枚目の絵を描く作業を行っていました。今後は場所を商工会に移し、骨組みの作成などの作業を行うとのことでした。

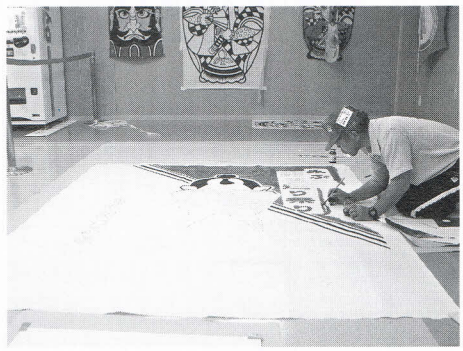

大凧を作成中の深瀬さん

## 平石邦次さん・志津江さん　交通功労表彰

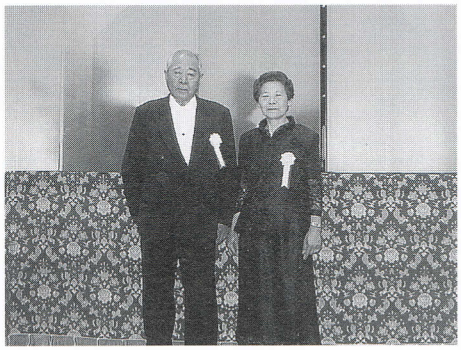

平石さんご夫婦

5月19日、埼玉県さいたま市において、壬生町交通安全協会副会長及び壬生支部長の平石邦次さんが交通功労者として関東管区警察局長並びに関東交通安全協会連合会長表彰を受賞、また、内助の功として関東交通安全協会連合会長表彰を、妻志津恵さんが受賞されました。

平石さんは、昭和42年から現在に至るまで交通安全協会役員として交通事故防止に尽力し、今回、永年に亘る交通安全広報や交通指導の普及活動などの功労が認められ表彰となりました。

## 森島　淳さん　竜田和昭さん　神永忠雄さん　防犯功労者表彰

5月25日、栃木市保健福祉センターで開催された、栃木地区防犯協会「平成18年度定期総会」において、森島淳さん（睦地区防犯組合）、竜田和昭さん（睦地区防犯組合）、神永忠雄さん（稲葉地区防犯組合）が栃木地区防犯功労者表彰を受賞されました。

3氏は多年にわたり防犯活動を積極的に行い地域の犯罪防止と青少年の健全育成に貢献された功績が認められ表彰となりました。

森島さん

竜田さん

神永さん

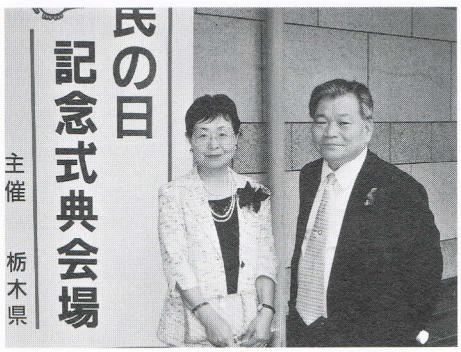


安生さん　　神永助役

## 安生佳子さん、統計功労により知事表彰

「県民の日記念式典」が6月15日、栃木県総合文化センター・サブホールで開催され、安生佳子さん（安塚中央）が平成18年度各種功労者及び優良団体表彰の席上、統計功労により栃木県知事表彰を受けられました。

安生さんは、昭和47年より国勢調査をはじめ各種統計調査に長年にわたり従事され、本町の統計推進に尽力された功績が認められたものです。

## 県民の日記念行事開催　稲葉小学校
## 県警察音楽隊＆県交通安全啓発「マロニエ号」来校

稲葉小学校では、6月15日の『県民の日』を記念して、ふくべの会の方の「民話語り」・児童会県民の日クイズ集会・祖父母授業参観・県警察音楽隊の演奏鑑賞・マロニエ号を迎えての1年生親子交通安全教室と、様々な行事を開催しました。

県警察音楽隊の演奏会では、子どもたちになじみの曲などを披露したほか、曲の間に隊員自らが防犯意識を高める寸劇も演じました。また、地元稲葉駐在所の吉田巡査部長から交通安全に関するお話もあり、祖父母や保護者の他に、いなば保育園児40名も一緒に聴き、子どもたちはとてもきちんとした態度で話を聴いていました。

午後には、1年生の親子で交通安全教室を開催し、「マロニエ号」の方3名から指導を受けました。手品や腹話術をとおして、交通安全意識を高め、終了後は、親子で歩いて下校し、危険箇所の確認も行いました。

警察音楽隊による演奏

## 八坂祭屋台の入魂式が行われる　城内自治会

入魂式の後、屋台のお披露目をしました

6月10日、城内の自治会公民館において、八坂祭に使われる屋台の入魂式が行われました。

この屋台は、現在使われている屋台が老朽化したことから、「作るなら100年以上もつ屋台を作ろう」と、木材からこだわって作られました。

屋台建設の費用として、自治会で集めたペットボトル・新聞紙リサイクルの助成金100万円を元にし、自治会の積み立て、各戸からの寄付等を加えたものを資金として作られました。

入魂式の後には、お囃子をしながら子どもたちが屋台を引いて自治会内を練り歩き、新しい屋台のお披露目をしました。

## 安塚中央自治会にある「なかよし農園」の紹介をします

安塚中央自治会で近所の人たち7軒で、家庭菜園を作りお互いに親睦を図っています。6月上旬には、トマト、なす、ねぎ、にら、かぼちゃなど10種類以上の野菜が栽培されていました。

この農園で野菜作りの指導をなさっているのは、菊地久男さんです。菊地さんは、その時期その時期の野菜をたくさん植え付けて、近所の慣れない人には栽培法を指導しています。また、仮設のビニール小屋（みんなの休憩所）の雨水を樋（とい）で集め利用した水の灌水や廃材を利用した支柱などユニークな農園です。

みなさんの平均年齢は60代半ばですが、毎日土いじりをして医者要らず、そして新鮮野菜で家計に貢献、なおかつ地元の耕作していなかった畑の有効利用をしていて一石三鳥といえます。

## 安全運転で子どもたちを守りましょう！

髙田会長　稲葉副会長

壬生小学校ＰＴＡ（髙田弘会長）では、壬生町交通安全協会から寄贈された交通安全を呼びかける看板を、スクールゾーン内のドライバーの目に入りやすい場所に設置いたしました。壬生小学区は範囲も広く危険箇所もあるため、スクールゾーン内ではやさしい運転をして欲しいとの願いを込め、8箇所に設置をいたしました。

ＰＴＡ会長の髙田さんから「不審者対策同様、各方面と連携をとりながら子ども達を全力で守っていきたいと思っていますので、町民の皆さんのご協力よろしくお願いします。」とお話いただきました。

# みんなの広場

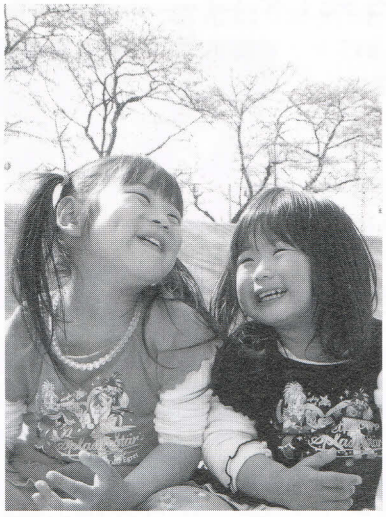

藤本　萌(めぐみ)ちゃん(H15・7・28生)
夢(のぞみ)ちゃん(H13・7・7生)
(中泉)

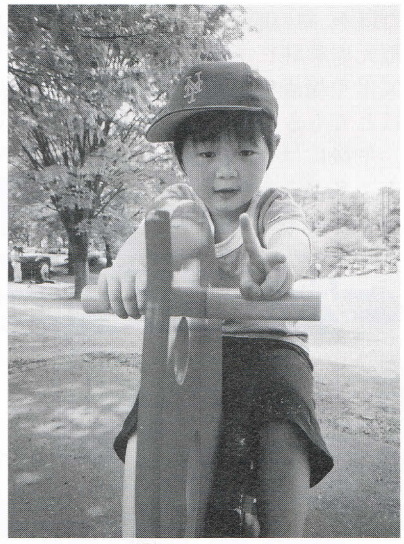

大栗　遥(はるか)ちゃん（至宝町北）
(H14.7.15生)

次回は９月生まれのアイドルを募集します。(締切８月18日)。写真はお返しします。

応募者多数の場合は抽選になることもありますのでご了承ください。

写真裏に住所、氏名、保護者名、生年月日、電　番号を書いて、役場企画財政課(直接或は郵便で〒321－0292壬生町通町12－22)
または、稲葉・南犬飼各出張所、生涯学習館へ。

# 歴史民俗資料館だより

シリーズⅡ
『みぶの史跡を訪ねて』

## 上田(かみだ)の五輪塔(ごりんとう)

上田の五輪塔については、先に紹介した「朝比奈の五輪塔」のように伝説は伝わっていませんが、凝灰岩(大谷石)で造られた大人の背丈を上回る巨大な五輪塔です。近年、五輪塔を移設した際、塔の下より骨が納められた「古瀬戸の瓶子(へいし)」が出土しました。瓶子は、元々はお酒などを入れる容器としてつくられましたが、当時としては貴重な焼き物であったために、蔵骨器として再利用されたと考えられます。瓶子は形などから鎌倉時代の後半に焼かれたものと思われます。

また上田の五輪塔の西側には、戦国期に築城されたとされる「上田城址」があり、僅かに堀址が残っています。古文書などからは、大関修理助なる人物が城を守っていたと記されています。

現在、「上田の五輪塔」は町の文化財に、「古瀬戸の瓶子」は栃木県指定の文化財になっています。

次回は、中泉にある「巴御前(ともえごぜん)の墓」について紹介します。

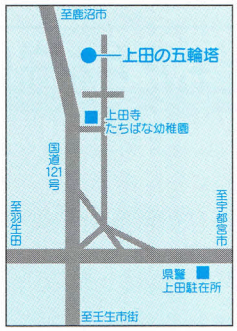


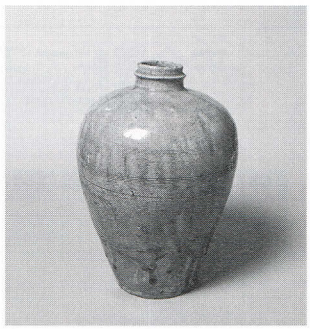

古瀬戸の瓶子

上田の五輪塔

問合せ先　歴史民俗資料館
☎82－8544

# スポーツ

## 第20回 壬生町柔道大会

6月18日
町総合運動場武道館

**成　績**

●一般の部
優　勝　津田泰正（下表町）
準優勝　近江史人（獨協医大）

●小学生の部
優　勝　出井聖人（安塚小6年）
準優勝　川北幸平（壬生小4年）

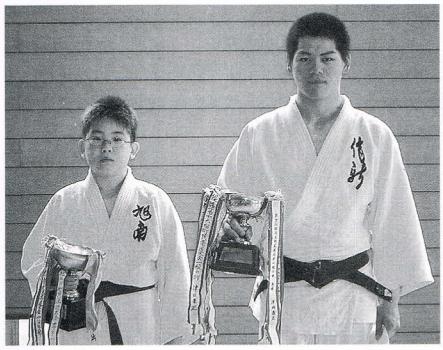

出井さん　津田さん

## 神永　實（みのる）氏 町農業委員に選任される

壬生町農業委員会委員に、神永實さん（下野農業協同組合推薦）が6月9日付けで、町から選任されました。

農業委員会委員は、地域農業の相談役として地域農業振興の推進、農地行政の適正な執行などをおこなっています。農業、農地に関することはご相談ください。

住所　壬生町大字壬生乙2839番地1
年令　68才
担当農事部名　壬生下馬木

**各農事部担当農業委員の変更**

| 農事部名 | 委員氏名 |
|---|---|
| 馬場・原宿 | 橋本喜男 |

# 7月は“社会を明るくする運動”強調月間です。

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

## 青少年健全育成標語

青少年を非行から守り犯罪の未然防止と、更生のために援助できる標語を、中学生2学年を対象に町青少年健全育成実施委員会（山川浩一委員長（町ＰＴＡ連合会長））が募集し、青少年問題協議会において厳正に審査し選出された作品です。

## 平成18年度青少年健全育成標語結果

| | 氏　名 | 学校名 | 作　品 |
|---|---|---|---|
| 最優秀賞 | 大栗　万実（まみ） | 南犬飼中 | 誘惑に　負けない勇気　強い意志 |
| 優秀賞 | 鈴木　大貴（たいき） | 壬生中 | 考えよう　自分の命　他人の命の尊さを |
| | 齊藤あかね | 南犬飼中 | つらい時　一人で悩まず　誰かに相談 |
| 佳作 | 大西　由姫（ゆうき） | 壬生中 | 育てよう　君の持ってる　強い意志 |
| | 小野口　将（しょう） | 壬生中 | 「けっこうです」その断る勇気が |
| | 小形　恵 | 壬生中 | 明日への扉 |
| | 小松　信也 | 南犬飼中 | やっちゃダメ　良いか悪いか　考えて |
| | 松下　真弓 | 南犬飼中 | 誰にでも　命は一つ　大切に |
| | 山野　裕紀 | 南犬飼中 | 家族との　触れ合いが大事　守ろうね |
| | 関　真祐子 | 南犬飼中 | 努力して　自分の人生　輝かそう |
| | 高木　歩未（あゆみ） | 南犬飼中 | 聞いてくれ　いじめられてる　友の叫び |
| | | | 正しさと　強い心は　宝物 |

## 「社会を明るくする運動」法務大臣のメッセージを伝達

7月の「社会を明るくする運動」強調月間のスタートにあたり、6月30日、壬生町保護司会会長から町長に、この運動に対する町民の理解と参加を求める法務大臣からのメッセージが手渡されました。

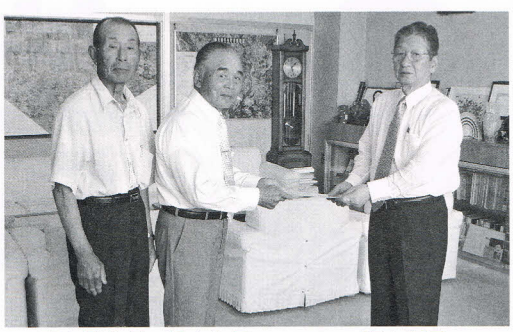

高木副会長　橋本会長　清水町長

## 壬生町歴史民俗資料館

# 「人見城民-神技とよばれた彫り」展 開催中

**8月20日(日)まで** 入館無料

現在、当館で開催されています展示会(広報5月号で告知)は御覧いただけましたか。日光堆朱3代を継承した壬生町出身の人見城民の作品です。作品は城民の長男・人見守豊氏(宇都宮市在住)から寄贈をいただいたものです。さらに今回は、新たに確認された作品および代表作品を加えての展示です。是非ご覧ください。

また、当館では郷土ゆかりの物故作家の作品散逸を防ぐため、この度、城民作品「牡丹小鳥図 日光堆朱重箱」(写真)を購入し収蔵いたしました。本作品は繊細な木工と華麗な堆朱の融合を実現した見事な「木堆朱」です。なお、本作品は当館に収蔵されているスケッチブックに描かれており、「下絵」と「彫刻」を比較し鑑賞いただくのも楽しいかと思われます。この機会に人見芸術の神髄を心行くまでご堪能ください。

牡丹小鳥図 日光推朱重箱／1935年
21.0×19.5×14.0cm

問合せ先　歴史民俗資料館　☎82-8544

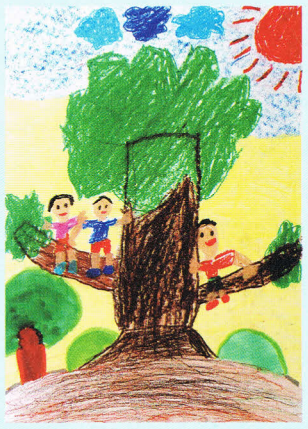

絵画
「友だちと木にのぼったよ」

稲葉小　2年
梁島　達哉

## 私の作品

稲葉小　5年
飯島　雪子

## 寄付

◆社会福祉協議会へ
(〇数字は寄付回数)

荒川ノリ子様①　3千円
羽生田西部親睦会様㊴　3千円
高間信義様⑤　7千円
ソフィアの会様①2千446円
安塚中央自治会
　ゴルフクラブ様①　4千円
ふれあいカラオケ教室様⑰
　3万9千503円

## 8月の納税等

- 町県民税(2期)
- 国民健康保険税(2期)
- 介護保険料(普通徴収・2期)

納期限　8月31日

## まちのうごき

7月1日現在

| | | |
|---|---|---|
| 総人口 | 40,029 人 | ( 40) |
| 男 | 19,624 人 | ( 30) |
| 女 | 20,405 人 | ( 10) |
| 世帯数 | 13,779 世帯 | ( 34) |

( )内は前月比

R100 古紙配合率100%再生紙を使用しています。